

旅客連絡運輸規則の一部改正（湘南モノレール株式会社の連絡運輸対象券種の変更に伴う改正）

現行	改正
(前略)	(前略)
<p>第4節 団体旅客運賃 (団体旅客運賃)</p>	<p>第4節 団体旅客運賃 (団体旅客運賃)</p>
<p>第63条 第29条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。</p>	<p>第63条 第29条の規定によって団体乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところによって普通旅客運賃の割引を行う。</p>
(中略)	(中略)
<p>(3) 次に掲げる連絡会社線において、団体旅客の1発着区間（普通旅客運賃の1計算区間）が、2以上の輸送期間にまたがるときの旅客運賃の割引率は、その区間の旅行開始駅において当該団体が乗車船する列車等の出発する日の属する期間のものによる。</p>	<p>(3) 次に掲げる連絡会社線において、団体旅客の1発着区間（普通旅客運賃の1計算区間）が、2以上の輸送期間にまたがるときの旅客運賃の割引率は、その区間の旅行開始駅において当該団体が乗車船する列車等の出発する日の属する期間のものによる。</p>
<p>会津鉄道株式会社線 野岩鉄道株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線 <u>湘南モノレール株式会社線</u> J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</p>	<p>会津鉄道株式会社線 野岩鉄道株式会社線 京浜急行電鉄株式会社線 <u>(削る)</u> J R 西日本宮島フェリー株式会社航路</p>
(中略)	(中略)
<p>第4章 乗車券類の効力 第1節 乗車券の効力 (乗車券の有効期間)</p>	<p>第4章 乗車券類の効力 第1節 乗車券の効力 (乗車券の有効期間)</p>
<p>第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p>	<p>第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p>
<p>(1) 普通乗車券 イ 片道乗車券</p>	<p>(1) 普通乗車券 イ 片道乗車券</p>
(中略)	(中略)
<p>(ロ) 東京、大阪又は福岡付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合 東京、大阪又は福岡付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で</p>	<p>(ロ) 東京、大阪又は福岡付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合 東京、大阪又は福岡付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で</p>

現行	改正
<p>接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 (中略) 京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 <u>湘南モノレール株式会社線</u> 江ノ島電鉄株式会社線 箱根登山鉄道株式会社線 (以下略)</p>	<p>接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p>a 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 (中略) 京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 <u>(削る)</u> 江ノ島電鉄株式会社線 箱根登山鉄道株式会社線 (以下略)</p>

附則

この通達は、平成25年7月30日から施行する。